

人権施策等調査特別委員会

(令和6年1月18日)

○ 樋口博己委員長

それでは、ただいまから人権施策等調査特別委員会を始めたいと思います。

まず、インターネット中継をお願いしたいと思います。

昨年から議論させていただいていましたけれども、新年初めての会議ということで、よろしくをお願いしたいと思います。

この会議の決着点等も最後で皆さんに確認をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、まず一つ目ですけれども、他都市における人権に関する条例制定の状況についてということで、当初から三重県の条例が先進的だということでご紹介しておりますけれども、他都市の状況も含めて資料をまとめさせていただきましたので、また、県の条例に対する評価、見方もありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、事務局からよろしくお願いします。

○ 小山議会事務局主事

まず、事務局より、会議用システムにアップロードさせていただきました資料について説明をさせていただきます。

資料は、会議用システムの今日の会議または事項書記載のフォルダにアップロードしておりますので、よろしくお願いいたします。

002、（参考資料）差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例に対するヒューリアみえ友永顧問のコメント及び同条例の評価と期待することについてをご覧ください。

こちらにつきましては、当委員会では他都市における人権に関する条例制定の状況についてを調査事項として取り扱うに当たり、副委員長から指示を受けて、参考資料として用意をさせていただきました。

資料の1ページから10ページまでは、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の条文を掲載しております。

11ページ及び12ページをご覧ください。

こちらにつきましては、ヒューリアみえの顧問をされております友永健三様が同条例についてコメントをした内容が掲載されている資料になります。

13ページから17ページをご覧ください。

こちらにつきましては、ヒューリアみえが同条例について、評価と期待することというタイトルでまとめられた資料になります。

いずれの資料につきましても、ヒューリアみえの理事会で役員に配付された資料であり、一般公開はされておりませんが、前回の委員会で参考人としてお越しいただいた松村様及び同法人の友永顧問より、当委員会における参考資料として使用することについて許可をいただいております。

事務局からの説明は以上となります。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしたら、理事者のほうでまとめていただきました他都市の条例制定の状況。

○ 川口総務部長

総務部長の川口でございます。改めまして、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日、総務部のほうからは2点資料を用意させていただいていまして、都道府県及び三重県内各市の条例の制定につきまして資料をご用意させていただきました。

この後、それぞれ課長のほうから順次説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課の西川でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、事前にご請求をいただいております資料につきまして、説明申し上げます。

資料のほうは、タブレットのホーム画面から、今日の会議、人権施策等調査特別委員会、003、資料（第5回：総務部）でございます。こちらの4分の3ページをお願いいたします。3ページでございます。

人権に係る条例を制定している都道府県及び他市町の状況についての資料をご請求いただいておりますので、まずはこちらのほうに、都道府県の人権尊重及び差別全般の解消に関する条例についてということで作成のほうをさせていただきました。

令和5年12月現在で、いわゆる人権条例を制定しているのは19都道府県でございます、

資料のほうには、三重県のほか、特に近年、新しく動きのあった県につきまして、表のほうにまとめさせていただきました。

この表の中段辺りになります。制定の経緯というところをご覧くださいと、三重県は既存の条例を全面改正という形を取っておりますが、佐賀県では旧条例を廃止した上で新条例を制定、それから、愛知県、東京都、沖縄県、山梨県、こういったところでは、全く新規に条例を制定したと。そして、鳥取県では旧条例を一部改正ということで、それぞれの県で様々な形を取っておるということでございます。

そして、第2回の本委員会の場で、三重県条例の内容につきまして、資料をお示ししてご紹介をさせていただきました際に、人権侵害行為について県が当事者間の仲裁役として介入できるようにした条例は全国初ということで注目をされておりますという旨の説明をさせていただきましたが、現時点におきまして、条例制定のある19都道府県のうち、人権侵害行為に対して勧告及び公表までの措置を規定しているのは、三重県と佐賀県の2県のみでございます。

そして、佐賀県は、人権侵害行為に係る紛争解決について知事が意見聴取を行う調整委員会を人権施策に係る審議会の内部に設置しておりますが、審議会とは独立して別組織として設置しておるのは三重県のみとなっております。

また、その他参考といたしまして、愛知県、東京都、沖縄県の3都県につきましては、ヘイトスピーチにのみ限定した取組として概要等の公表を規定しておるところでございます。

現時点におきます都道府県の状況はご覧のとおりでございますが、ここまで見てきますと、人権侵害行為についての紛争解決の規定がない県がほとんどでございます。その点におきましては、やはり三重県条例の内容はかなり踏み込んだ規定がされておるのかなという印象でございます。

ちなみに、三重県条例の紛争の解決に係る差別解消調整委員会の状況でございますが、三重県に確認を取りましたところ、本日現在で、設置当初の初回の会合を除いては、これまで紛争解決のための開催実績はなしとの回答でございました。

本市におきましては、今後も三重県条例の運用状況を注視しながら、人権侵害行為が発生した場合には三重県と連携を密にして対応してまいりたいと考えておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

続きまして、他市の状況につきまして、人権センター所長のほうから説明のほうを申し上げます。

○ 森人権センター所長

人権センター、森です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、次のページ、4分の4ページになりますけれども、三重県内各市の人権条例等について説明させていただきます。

委員長のほうからは全国的な市町村という形でお話はいただいたんですけれども、全国市町村、1724市町村ある中では、なかなかちょっと、全てというのはない中で、県内の各市の人権条例の状況だけちょっとまとめさせていただきました。

本市における条例につきましては、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例という形で平成9年から施行しておるところでございます。

また、ほかの市につきましては、表に記載させていただいておるように、名称、また、施行日については様々でございますが、こういった形で条例のほうを制定させていただいておるという状況になっております。

条例につきましては以上ではございますが、ほかの市町もそうですけれども、人権に関しましては、計画であるとか基本方針、こういったものを定めながら、様々な人権施策について進めていただいておりますというふうな形で人権施策は行われているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 樋口博己委員長

説明、ありがとうございます。

前半の三重県条例、また、ヒューリアさんの友永顧問のコメント等の資料を用意させていただきました。

前半のほうは、この場で内容を確認するという趣旨ではなくて、これを読んでいただいて議論を深めていただきたいという趣旨でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、皆さんのほうでご質疑等。

○ 諸岡 党委員

三重県が条例をつくっているじゃないですか。例えば、資料の中で、今の説明もあったけれども、助言、あっせん、勧告、公表まで踏み込んでいるのは三重県と佐賀県だけで、非常に踏み込んだ特殊な事例だというご説明もいただいたんですけど、逆に、ちょっと、知っていたら教えてほしいんですけど、なぜよそはここまで踏み込んでいないのかなと、踏み込まない理由があるんじゃないのかなと思うんです。

ちょっと私がいろいろ調べてみると、例えば県なり市なりが仲介に当たって、仲介に従わなかったときに勧告します、公表しますとなったときに、それを、例えばあなたは駄目ですよと言われた人が裁判にかけたらどうなるか。裁判で、いや、この人は無罪ですよとなったら、県や市は何をやっておるんやという話になってくるわけじゃないですか。

あくまでも日本というのは三権分立で、行政権と司法権は別なんですよ。行政権がそういう物事のよい悪いを判断する司法権にまで介入することが適切なのかどうかみたいな、そういう議論もよそではあったように聞いておるんですが、その辺というのは理事者サイドで何かお調べになったことはありますか。ほとんどのところがそこまで踏み込んでいないには踏み込んでいない理由があるんですよ。その辺についてちょっと、知っていたら教えてもらいたいんですが。

○ 西川人権・同和政策課長

まず、どうしてそこまで踏み込んだ規定を設ける都道府県が少ないのかということですが、一つは差別事象についての認定というのがやはり難しいのではないかというふうには考えております。ある事象をもって、それが差別に該当するのか該当しないのか、その判断といいますか、そういったところでまず一つ、難しい部分があるのではないかなというふうには考えております。

三重県、佐賀県の措置であっても、申立てがあった場合に知事は助言とか説示とかあっせんとかという措置の規定を設けておりますけれども、あくまで助言、説示、あっせんであって、いわゆる命令であったりとか、強制措置ではないということで、当事者の間に入って、そこを何とか紛争の解決に向けて努力をするという規定になっておまして、あくまで強制的な措置を伴うものではございませんでして、三重県、佐賀県はここまでのことを今回は規定として盛り込んでいますけれども、いろんな、憲法の表現の自由であったりとか言論の自由であったりとかというところの兼ね合いもあって、なかなかこういう規定

を盛り込むのは難しい、それから、盛り込んだとしても、なかなかそういう強制的な措置というのは難しいという現状があるのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、例えば三重県なんかは、助言、説示、あっせんをして、その助言、あっせん、説示に従わない者は勧告をして、なおかつ公表しますよと。

要するに、どこの誰か分からんけどAさんは、それは個人名か会社名か団体名なのかも分かりませんが、Aさんはこういう差別行為をして、やめなさいと説示をしたけれども従いませんでしたということで公表されるわけでしょう。それで公表されました。そのAさんが、そんなの、おかしいやんかと、俺、何にもそんな差別みたいなことをしていないやないかということで裁判にかけます。裁判所は裁判所の判断で、Aさんは、怪しいところもあったけれども差別と言えるほどのものではありませんでしたみたいな、そういう判決が出たときに、県はAさんの名誉を著しく傷つけたことなるわけですよ。逆に言うと、そこでAさんに対して県がヘイトをしているわけですよ。

だから、そういうことを県がするわけにもいかんから、市がするわけにもいかんから、さすがにそこまではやめておきましょうという判断で、ほとんどのところが踏み込んでいないのかなと私は思うんですよね。

やっぱりそういうのを判断するのは裁判所なのであって、行政が判断するべきではないという、そういう判断を大体のところはしているんじゃないかと思うんですよね。

難しいところで、実際問題として行政マンというのは、裁判権は持っていないし、法律の資格を持っているわけではないし、そういう、言うたら法律の素人が人を断じていいのかと、この人は差別者ですよと公表してええのかという倫理的な問題がそこにあるのかなというふうに私は個人的には思いますね。

結果として、県が主導して、裁判所もそうですねと言うて、やっぱりAさんは差別者ですとなるケースも当然あるでしょう、これは。でも、そうならないケースもある。日本の裁判というのは意外と、国民みんながえっと思うような裁判結果って出ますから。いろんな、一つの事例をどうこう言うつもりはないけれども、国民みんなが、この人、有罪やろうと思っておった裁判で意外と無罪でしたみたいな、そういう裁判もありますから、そうなったときに、そのとき三重県や佐賀県はどうやってその人に賠償していくんだらうな、

差別者のレッテルを貼った、公表までしてしまったという怖さは感じますよね。

これは理事者に聞いてもしようがないんだけども、私はやっぱり、ほとんどのところがここまで踏み込んでいないのには踏み込まない理由があるんだろうなと思いますね。

以上です。個人的見解です、これは。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 西川人権・同和政策課長

今、諸岡委員のほうからご指摘をいただいた件なんですけど、まず一つ、調整委員会のほうなんですけれども、三重県の事例を取ってみますと、差別解消調整委員会のほうは5名で構成がされておまして、その構成メンバーの中には、学識経験者の方、それから弁護士の方もお入りいただいております。知事はその差別解消調整委員会に意見を聞いた上でこういった措置をするということになっていきますので、その中である程度法的な判断も加味された上で、行政として助言、説示、あっせんをするというような流れにはなっております。

それから、勧告、公表という内容についてなんですけれども、公表については、当事者の名称であったりとか、事業者の名称であったりとか、氏名であったりとか、そういったところは公表の対象にはなってございません。

ですので、こういう事案があったということで事案の公表はされますけれども、誰々が誰々に対してこういう人権侵害を行ったと、そういった旨の内容の公表ではないということで聞いております。

以上でございます。

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい。ちょっと私も知識不足で勘違いがありました。そうすると、Aさんという人の名前やどこの住所というのは、それは公表されない、公表の対象外ということなんですか。間違いはないですね。

○ 西川人権・同和政策課長

はい、そのとおりでございます。

○ 諸岡 党委員

逆に言うと、それって何のために公表するんやろう。公表する必要性、意味があまり感じられやんのやけど、公表の目的というのは一体何なんですか、そうしたら。

○ 樋口博己委員長

なかなかそういう差別事例というのが公にならないという状況の中で公表という考え方もあるのかなとは理解しておりますが。

○ 諸岡 党委員

それが本当に差別事例なのかどうなのかも本来は裁判所が決めるべきであって、裁判権を持っていない人間が決めるべきことではないのかなと。例えば、名前は出やんにしてもAさんが、恐らく自分のことであろうことが公表されたと、名前は出ていないけれども。そうすると、Aさん自身は差別ではないと思い込んでいたときに——実際、差別かどうか知りませんよ、それは——Aさんにとっては非常に不名誉なことなんですね、やっぱりそれは、精神的な部分で。

日本というのは、何度も言うけれども三権分立で、行政権、立法権、司法権があって、行政が司法権にまで介入していくことが果たしてどうなのか。例えば、当事者同士が争って、Aさん、Bさんで、差別や、いや差別じゃないみたいな争いがあつたときに、いや、そんなことを2人でしゃべっておってもしようがないから裁判でいかれたらどうですかと、裁判所をご紹介しますよと言って紹介していくのは、それはええと思いますよ。でも、断じていくのは、判断していくのは、やっぱりプロの裁判所のほうがいいのかと私は個人的にはやはり思いますね。

やっぱり、ほとんどのところはそこに踏み込んでいないという、踏み込んでいないなり理由というのをもう少し深く研究していかんと、踏み込んだところのええところばかり、よさそうなイメージばかり見て行って、踏み込んでないところの理由というのを無視していくと、意外と後であのとき失敗やったなと思うことがあるのかな。

何でもそうやけれども、物事にはメリット、デメリットというのがあって、こうするとメリットもあるけれどもデメリットも出てくるわけですね。これはどんなことでもそうや

けれども、だから、全然話が違うけど、最近、年が明けてから、つみたてNISAの話が
いっぱいいろんなところで出ていますよね。あのNISAでも、ええ話ばかり出ておる
けれども、意外と怖い部分もあるんですよみたいなところってあるじゃないですか。ええ
ところしか見ていないみたいな、そういうことはちょっと考えたほうがいいかなと思いま
すね。

以上です。もうやめておきます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 西川人権・同和政策課長

今の公表のところで少し補足をさせていただきますと、本日の資料の002の参考資料の
ほうをお願いしたいと思えますけれども、この7ページのほうをお願いできますでしょ
うか。

7ページの上段のほうになりますけれども、こちらのほうに県条例の条文が掲載されて
おりまして、ここに「助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表」という部分がご
ざいます。

ここの後半部分のところに、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事
項を一般に公表するものというふうに規定されておりますので、十分、人権侵害を受けら
れた方のプライバシーであったりとか、そういったところには配慮しながら、必要なこと
を公表するというような規定になっておるということに理解しております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

関連するところで、同じく資料002で14ページの真ん中、2ポツのところが、諸岡さん
の考え方とは裏腹的なところの説明、投げかけと回答があるんですけど、ちょっとここの
答えのところが何とも分かりにくい部分もあるので、もうちょっとかみ砕いてご説明いた
だけると。

○ 樋口博己委員長

説示やあっせん、勧告が明文化されたが、名前の公表は行わないことで、どれほどの抑止効果が期待されるのでしょうかというところ。

○ 加納康樹委員

その下の部分が、読んで分かるような分からないような感じなので。

○ 樋口博己委員長

答えられますか。

○ 横山人権行政監

人権行政監の横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの加納委員のほうからのご質問でございますけれども、この条文につきましての作成はこちらのほうではございませんもんで、ちょっと、申し訳ございません、答弁のほうは控えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

○ 樋口博己委員長

もし副委員長のほうで、何か。

これはヒューリアさんのコメントですね。そうですね。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

確信的に差別行為に至る人物や団体に対する抑止効果があるというようなことを言っていますが。

○ 川村幸康副委員長

私が思うところで言うと、先ほどの諸岡さんの質問なんかでもあったんですけど、結局、四日市市の市職員さんたちが仕事をする上において、やっぱり法によって支配されて仕事はすると思うんですよ。そうすると、多分、恐らく、法令適合の、法律用語では原則とか、何かありますやんか。それから、あと、四日市市の行政に求められるので、効率よくしろ

よとか、あと、住民福祉の原則が四日市市の仕事ですよとあって、だから、結局、法律に基づいて仕事をせなならんところの部分がある中でいくと、当然、差別云々かんぬんというところが、法の立てつけでいくと、今、罰則までないもので、行政的にはここでとどまるんだけど、そうやけど、そしたらとあって、いじめかいじめじゃないとか、パワハラかパワハラじゃないとか、セクハラかセクハラじゃないかという話があったら、それは行政は裁判所という話では、多分ないんだろうなと思っているんですよ。

やっぱり、行政に訴えかけられてきて、多くの人と多くの人とのもめごとがあったときには、一般論として、まずは地方公共団体の仕事にもその法はあると私は思っているんだけど、行政の仕事は、そこはどうなの。

だから、諸岡さんの言われるように、行政権というのはきちっと法にのっって行政はやりなさいよと。だから、薄く広く集めた税で仕事を担っているわけやんか。極論までいったら、ほんなら、僕らの仕事と違って、全部向こうで白黒をとる話の前のところがまずはあって、そこが弱いから、そこでどうしても判断がつかないものだけは司法判断というのも仰ぐんだろうけど、基本一般論で、例えば、あんたのところの土地、こっちに入ってきていますやんかと言ったときに、それは行政的にいったら、そんなの、あんたらで裁判所に訴えてやれさってやりませんやんか。行政が境界のくいか何かを持っておって、それで行政が決めますやんか。それと一緒に、こういう侵害があつて、こういう差別を受けたよといったときに、いやいや、それ、差別かどうか分からんでというよりも、その前の行政の仕事として、訴えられたらそれは調査もするし、確認もして。行政の仕事の法律用語でそういうのを聞くことを聴聞というのかな。逆に言うと、相手からも聞き取りして、どうなんやということまで最後に判断するというのが行政の仕事にあるのと違うの。細かく言うと、そういう行政の仕事というのが、まずは。何と言ったらいいのかな。私はそうやって思っておるんやわ。

○ 諸岡 党委員

例えば、市民が四日市市役所のどこどこ課で差別を受けたとか、市が訴えられたケース、あるいは、職員が市民にこんな誹謗中傷を言われて、市民に差別的なヘイトを受けたみたいな、行政もしくは行政マンが絡んでおるときはそうやと思うんですよ。

ただ、民間人のAさん、Bさんの話に行政が介入できるのかというところなんです、私がさっき言うたのは。今、川村さんが言われたのは、行政がどっちか一方の立場のとき

やと思うんですよ。

そのときは当然、やっぱり行政の仕事として、いや、それは、行政の職員は、何々課の職員は、適正な仕事として動いたわけなので差別ではありませんよとか、あるいは逆のパターンもあると思うけれども、行政が全く介入していない民間人のAさん、Bさん同士の当事者の話に行政が介入してよい悪いという、断ずるといふ権利が果たしてあるのかな、したとしたときの、裁判になったときの怖さみたいなものもあるんじゃないのかなというのが私の意見で、それも踏まえて、川村さんのあれに対してどうか。

○ 加納康樹委員

諸岡さんの流れで、さっき私も分からんと言ったのが、やっぱりさっきの14ページの2の下の先方の書いた文章だけど、これ、客観的に読み方だけ教えてほしいんですけど、末文のところ、立法事実として条例の強化改正につなげていく必要、立法事実としてというのはどう解釈できるの。何か、諸岡さんからの話からも、多分関連するような言葉かなと察するんだけど。

○ 川村幸康副委員長

多分、そもそも部落差別をなくしていこうとする考え方の中に、例えば差があつて差別をするというものと、部落問題の場合、どちらかというところ差がないところに差を求めてつくったという意図的にした部分がある中でいくと、やっぱりそもそも部落差別をすること自体が罰やないかという、罪じゃないかというところでいくと、ただ、立てつけのところていくと、今、差別をしたからといって罰則はないんですよ。罰則規定までないんですよ。ないんですよ。

そうすると、主体的に、部落差別をなくしていこうと軸足を置く団体からすると、やっぱり罰則まで求めていく中で、仕組みとして人の行動をすることによって意識も変わるし、行動も変わるんじゃないかということだろうと思うんですよ。そもそもそれがなくなれば、ゼロには何を掛けてもゼロやもんで、だからなくすということの主眼にすると、私はそうなんやろうなと思っておるんですわ。

だから、その場合にやっぱり行政がやらなあかん仕事としてあるのは、行政マンは、横山さんや総務部長も法にのっとってしか仕事ができやん中で行政権を振るうわけやで、だから、逆に言うと、きちっと行政権を使えば、私はもっと活用はようけあるんやと思うて

おるんですよ、正直、地方自治法なりの読み込みを行政のほうできちっとすると。

例えば、だから、条例が一番いい例やないですか、条例をつくとそれに基づいて行政というのは仕事ができますやんか。表現は悪いけど武器になりますやんか、こういうことで行政はやらなあらんという。だから、そういう意味でいくと、今までヘイトスピーチとか含めて、部落問題も含めて、障害者問題も含めて、せなあかんなどは思っていたけれども、明確な武器がなかったのが、法が立てつけでできてくれたと。それにとどまって地方公共団体が、その解釈をどうやって理解して、どうやって運用していくかというところの部分で、法の上は行けへんでね、私らも、条例も。だから、その条例をどう煮詰めて現場対応で落としていこうかと私はしているのに、様々な、多分、佐賀県と三重県は少しそういう立てつけも法には違反しないということで、これ、施行したと思うんやわな。その濃淡は、私はあるんやろうなと思います。

ただ、出発点として、差別はあかんでなくしていこう、ゼロにしていこうという目標でいくのと、人がおることやで仕方ないなという中での物の見方と考え方では、随分と結末が変わってくるのかなという気はする。だからあかんともまだ思わへんけど、そのうち、それは世の中としては、社会的に変わっていこうと。

よく言うやないですか、世間ではこんなこともあるしあんなこともあるけれども、社会的にどうなんやといったときに、本来、社会的には基本的人権の尊重って憲法で守られておるわけやで、ないわけやろう、振りかざしたら。やけど、それが守られていないからその下に法律なり様々な条例をつくって、人々の意識を変えるための法改正をして、それをつかさどっておるのがやっぱり私は公務員さんやろうと思うておるもので、逆に言うと、公務員さんがもっと法令適合の精神を強く持つべきかなと思うんやけどな。そこが一番大事なのと違うかな。

だから、諸岡さんの言われるように、それはどれが差別であれやって、そんな民々同士でやり合っておったんやなという話やろうけど、それ以前の問題を行政がもう少し扱うべき。司法に行って扱うべき問題というのとは、私はちょっと違うのと違うのかなと思うんやけど、総務部長はどう思われますか、そういうのは、分かんやけれども。

○ 樋口博己委員長

すみません。加納委員からの立法事実云々も含めて、ちょっとその辺も含めて。

○ 川口総務部長

すみません。私もちょっと不勉強で、立法事実という言葉自体どういった意味を指すのかという部分はちょっと分からんところもあるんですけども、この文章を読む中では、こういう条例をつくったということではあるけれども、川村委員もおっしゃって見えましたが、強制力という部分ではないということもありますので、そういった部分のところについては今後なんでしょうけれども、強化する必要があるのではないかというご意見なのかなというふうに、文章を読んで私はそのように感じたというところでございます、これが書いた方の本心かどうかはちょっと分からないんですけども。

今回、議論していただいている差別という部分になりますが、最初、課長のほうからも説明させていただきましたが、なかなか、被害と感じられている方と、それから差別を行ったという当事者のそれぞれの本心という部分で、本当にこれが差別なのかというのを決めるというのが本当に難しい。受けた側が差別だと捉えたという、これは当然、ハラスメントとか、全ての差別も一緒だと思っているんですけども、それが、やった側についてはそう思っていなかったと。その中で、やはりこれはやっては駄目ですよという部分の線を引いていくという部分については、通常どんな問題であってもかなり難しいと思っています。

ですので、しっかり線を引いて、これ以上はどうかというのはやはり行政としては難しいというところがございますので、諸岡委員がおっしゃっていただいたように、最終、個別の案件がどうなのかというふうな判断をしていただくということになれば、やはり司法ということになってくるのかなというふうには思いますが、それ以前としてというふうに副委員長もおっしゃいましたけれども、行政としては、そういう差別に当たる、当たらないかは、はっきりしない部分であっても、そういったことを感じない世の中、社会をつくっていくんだというところでは一致したところがございますので、そういう部分をどのような形で解決していくんだというところを、今、こういう条例も含めて考えているところだというふうには思っております。

○ 樋口博己委員長

諸岡委員、よろしいですか。

○ 諸岡 覚委員

うん。

○ 樋口博己委員長

加納委員、よろしいですか。

○ 加納康樹委員

これ以上は。

○ 川村幸康副委員長

例えば、さっきの名前の公表なんかもあったんですけど、多分、我々は議員としての立場やと出ますよね、水谷とか川村って。出ていっても、それは有名税とよと言われるんだけど、不確かでも出ますやんか。個人的な私人やと出ませんやんか。多分、総務部長ぐらいたと出るのかな、やっぱり、社会的に。そやけど、ひょっとすると、やっぱり団体職員ぐらいなのと違うかな。

(発言する者あり)

○ 川村幸康副委員長

そうやろう。それが、我々やともう、プライバシーも何もないわな。公に出ていくわけやろう。今、新聞報道なんかで見ても、今のお笑いタレントなんかの人らはまだ分からんけれどももう出て、社会的な制裁も受けつつあるやんか、あったかどうかの認定は別にしてな。

だから、そこは、やっぱりこれからの時代というのは、ある意味そういうのが後追いで、今度、法律が近寄っていくのかなと思っておるわ、私はな。だから、あの人もプライバシーといっても、あの人ももうプライバシーはないわけやろうなと思ってさ。どちらがあれなんやろうと思ったときに。だから、死人に口なしやけど、亡くなれるとという問題も起こっていますやんか、タレントの問題で。あれなんかでも、あの人は弁明できへんでね、亡くなっておられるんやで。

そうすると、非常に、世の中でそういう公表するということの部分もう少し、ボーダーが私は下がっていくんやろうなと、そういうことをしたらということに対しては、やっ

ぱり名前の公表は個人でもされていくべきやろうなと思う。その後また違ったらそれはそれで、逆に言うと、傍聴に来てもうておるけど、メディア、マスコミの人らは、判断が難しいところやと思うけど、そこらをやらなあかんのやろうなと。

○ 樋口博己委員長

すみません、冒頭に言うのを忘れました。傍聴の方が3名お見えになっています。

○ 諸岡 覚委員

しゃべる人の立場によっても考え方って大分違うんやなど。例えば川村さんなんかは、そっち方面の人の気持ちがよう分かる、そういう代弁者的なポジションでしゃべりますけど、私、今話を聞いておって、去年のことを思い出した。去年、私、皆さんよくご存じのように、訳の分からん事件に巻き込まれて、書類送検をされたことがあるんですよ。結果として全く無実で、私、おとがめなしやったんですけど、書類送検されましたということがニュースになった段階で、私はもう完全に犯罪者のレッテルを貼られたんですよ。訳の分からん話になると、あんた、そういやこの間、何か逮捕されて新聞に載っておったやないかとか言われて、そんなことはないんやけど、名前が出た段階でもう完全に悪人のレッテルを貼られるんですよ。私は悪人でも何でもなかったのに、完全無罪で全く問題なかったんやけど。

だから、いわゆる司法の場で、裁判で裁かれてすらいない人、結審されてもいない人を安易に公表していくのは、その人の人生を物すごく壊してしまうことになるので、差別されたと訴える人の気持ちもよう分かるけれども、いや、俺は差別なんかしていないよといってそこで論争がある間は、裁判所が結論を出すまでは、やっぱりこれは公表すべきではないと私は思うんですよ。

それで先に県が公表してしまっただけ、結果として裁判でAさんは無罪放免やったときに、どれだけ無罪放免でもAさんについての悪人のレッテルはもう取れないんですよ。私、今でもそうですもん、今でも悪人だと思われていますから、世の中から、犯罪者扱いされていますから。1回でもそういうことをされた人間の立場から言うと、それは非常に怖いことやなとやっぱり思ってしまうんですよ、これは。

本当に今でも、私、世間を歩くと犯罪者扱いですから。これは一経験者として、公表された立場から言うと思いますね。

○ 村上 暁委員

部長も言われていたとおり、ハラスメントなんかは特に、受けた側がそうやって思ったからハラスメントというような考え方が、今、大体、差別も同じような形になってきているというところからすると、決して個人を責めるということでもなく、こういう事件があったと、こういう事件によって差別されて傷ついた人がいるということ、県の委員会も慎重に判断をして、専門家の人も入って慎重に考えて、これはやはり公表すべきだろうということで公表されること、それを知るということは、誰がしたとかじゃなくて、こういう事件があったことによって傷ついた人がいるということ、これを県民が知るというのは、私は必要なことじゃないかなとは思いますが。

○ 樋口博己委員長

今、見ていただいている資料の16ページの7で、その他①というところがあるんですけども、差別の定義を分かりやすく提示することが求められますというところがあって、先ほどの議論の中で、行政が判断していいのかということのご指摘だと思いますけれども、差別があったのかどうなのか、何をもって差別とするのかというところの定義を分かりやすく提示することが求められるというふうなところで書いてあるんですけども、ここで、2行目で、定義は、どのような差別や人権侵害の例を指すのか、具体的に提示することが必要だと考えますとあります。

ただ、具体的に何をもって、事例をもってやるのかというのは非常に難しいのでこういうご指摘なんだろうと思いますけれども、村上委員が発言された、差別、いろんな事例、事象に対して、受け止め手側がどう感じているかというところが最近では非常に大事やと思っておりますので、ちょっとそんなことも含めてご議論いただければなと思っています。

○ 諸岡 覚委員

1年前か2年前に一般質問でしゃべったことがあるんですけど、例えば学校の先生が子供たちと非常にスキンシップを取る先生で子供たちの人気者だったと。男の子でも女の子でも一緒にこちょこちょこちょとこそぐったりして子供らも楽しんでおったけれども、ある女の子の保護者が、娘の体を触られたみたいな話があるわけですよ。

要するに、同じことをしても捉え方次第みたいなのところがあって、100人おったら99人

の子供は先生ときゃっきゃきゃっきゃ言いながら楽しんで遊んだけれども1人は不快感を持ったみたいなケースがあるじゃないですか。それをもってその先生が性的加害者なのかと言われると正直微妙なところ、私、一般的な感覚では思うんだけど、やっぱり裁判になるとその先生が負けるんですね、女兒の体を触ったみたいな感じで。

差別というのはそういうところがあるのかなと思って、99%の人はそんなものは差別とは感じやんけれども、ある人にとっては差別と感じる事例というのはやっぱりあるんだと思うんですよ。やっぱり裁判すると、大体の場合は差別ですよということになるんだろけれども、そこを、うまく言えやんけれども、がちがちに定義づけることが果たしていいのかというところ。

私はあのとき一般質問で、私はがちがちに定義づける派なんですけれども、触ったらとにかくセクハラで訴えられる可能性はあるんだから、一切触らんようにしましょうよみたいな話を一般質問でしたときに、教育委員会はケース・バイ・ケースですよと言うたんですよ、そのときに。全く触らんと、スキンシップのない学校の先生と生徒の関係が果たしてよいものかどうか、ケース・バイ・ケースなんだと。

私はそのときの一般質問で、そうすると、触ってもええ子と触ったらあかん子がおるのかという、そんな議論もしたんですよ。でも、教育委員会はそのとき、いろいろ教育委員会の理屈でぐざぐざと言いながら、全てが全て触ってはいけないという話にはなりませんという話になった。私はそのときに、ということは、四日市では当分の間はセクハラのは残るわけですねという、そんな話で一般質問を終わったんだけど、そういう意味では私は、差別ももっとがんじがらめに定義づけしていったほうがいいんじゃないのかなと思うんやけれども、当時の教育委員会的な物の考え方で言うと、がんじがらめにし過ぎると、社会がちょっとおかしくなるんじゃないかというのもあるんでしょうね。

私、どっちが正しいのかよう分からんけれども、人によって捉え方が違うから、徹底的に定義づけていくと社会がぎくしゃくし過ぎるし、定義づけがないとずるずるずるずるあかんほうに行くケースもあるだろうし、すごく、すこぶる難しい気がしますね、そこは。定義をつくるかつくらないかみたいな。意見です。

○ 樋口博己委員長

そういう面で、さっき紹介したところが求められているけど難しいねという話だと思いますね。

障害者差別解消法では合理的配慮という言葉が使われていますけれども、三重県の条例の中では明文化されているという指摘がありますけれども、これ、差別だけではなくて——これを言ってしまえば、議論としては元も子もないんでしょうけれども——差別を受けたことに対してどう判断するかという課題と、差別する前に、お互いの関係上、やはりお互いが合理的配慮、要するにお互いが尊重し合うんだということの両輪で条例という意味では進めていくんだろうなと思っていまして、そんなことも含めて少しご意見いただければなと思います。

水谷委員、どうですか、今までのいろんな議論の中で感じるところでも。

○ 水谷一未委員

本当に難しい問題だなというのは皆さんの話を聞いていて思うところなんですけれども、今、樋口委員長がおっしゃったように、障害者に関して合理的な配慮というところで、私の息子も少し障害がありまして、本当に地域の皆さんのおかげ、そして、お世話をしていただいて、本当にそこは感謝させていただいているんですけれども、そこについて、子育てに関して、やっぱりその子その子の特性というのがありますので、私の育て方というところで、携帯を持っていると、うちの息子にとっては、ちょっと邪魔な存在というか、そこに依存をどうしてもしてしまうというところで、中学生のときも、小学生のときにみんながもう携帯電話を持っているというところで、家で使える、Wi-Fiだけで使える携帯というのを家でも持たせてはいたんですけれども、やはりゲームなり、ちょっと依存してしまうというところもあって、ゲームの課金を何十万円とってしまうということも、そういうこともありましたので、そこに関しては、携帯を使うのを一度やめようということ、私の家で、それは家族とも話をしたんですけれども、そこで第三者の方から、それはかわいそうだよという話が出てきまして、みんなが携帯でいろんなゲームをしたりとか、今ではLINEもして、グループで話をしたりする中で、うちの子供だけがそこに入れないのはかわいそうなんじゃないかというお声もいただきながら、ただ、本人にとって本当に何がかわいそうで、今後自立していくために何を我慢させながら、依存というところに関してはどういうふうに配慮をしていくべきかというところで、そういう、悩んでいる親御さんもたくさんいらっしゃると思うんですけれども、そこについて、第三者の方のお話も聞くということも大事なんですけれども、うちでその子を育てている親御さんの意見というか、育て方というところも尊重しないといけないところもあって、私はそこですごく

悩みましたし、言っていることはすごく理解もできますし、みんな、子供が同じようなことをして、外で遊ぶにしても、今、携帯がないと連絡が取れない。昔、昭和みたいにどこどこで待ち合わせねみたいなことは今はない中で、携帯という存在がすごい重要なのも分かるんですけども、依存をしてしまう子供たちも中にはいる中で、何かそこはすごく難しいなというのは、すごく私も悩まされたところです。

そこで、皆さんのお話を聞いていて、個々で配慮もそうですけど、受けた側、先ほど諸岡委員も、一度何かそういうふうに名前が出たりとかしたときに受けた思い、それは、そういうところにも同じような感じにつながっていくのではないかなというのが、私の中で少し思いました。

すみません、説明がちょっとあれで申し訳ないんですが。

○ 村上 暁委員

今、言われた個々の人というのがすごく、さっきの触られて平気な人、平気じゃない人がいるということは、やはり個々で違うので、先生に求められること、我々、人と接するときに、求められるときに、こういう振る舞いをあなたにしてもいいですかと一つ一つ聞くというわけでもないんでしょうけれども、こういう振る舞いをあなたにしてもいいのか、それで了解を得たら触ることもできるし、得られなかったらできないという、非常に面倒くさいとは思いますが、そういう積み重ねをしていくことが差別をなくしていくことになるんじゃないかなと思いますので、そう考えたときに、三重県でいろいろ協議して、この事象は差別事象だということで発表したときに、それを読んだ人が、今までそういうことは差別だと思わなかったことも、もしかして差別になるかも分からないから、こういうことをするのであれば相手の了解を得ることが必要なんだなということを県民が思うということは非常に、差別をなくす上で大事なことなんじゃないかなと思いました。個々、非常に面倒くさいけれども、相手、相対する人の了解を一つ一つ得ていくということがいいかなとは思いました。

以上です。

○ 川村幸康副委員長

やっぱり私が思っているのは、最初に、これ、第1回目のときぐらいに言ったと思うんですけど、男女の問題なら五分五分やけど、社会的なり、いわゆるそういう習慣、慣習の

中で女性が虐げられてきたという事実は、男性も分かっている、女性も分かっている、その中で声を上げてきてだんだんと変わってきたと。

その部分でいくと、部落問題なんかの場合はどちらかというと、本当の少数と多数での話の中でいくと、集団に向かって言うていくつらさというのものもあるんやわな。

だから、諸岡さんの言われるように、個々は個々でやっていくという問題もあるんやけど、もう一つは、部落差別があるということを定義してもらって、定義した中から物を見ていかんと、一つずつ個別に対応して何かしていくと、それから定義していくということになると、それはもう解決につながらんやわな。

だから、やっぱりどっちの立場なのかと言ったときに、最近もうこれはほとんど定着したのが、私はそんなつもりで思って委員長に言ったことじゃないと思っても、委員長が受け取ったらそっちのほう正しいとか、そっちが全てなんやわな、そんなつもりで言うたつもりはなかったと言っても。だから、そういうことでいくと、やっぱり人権問題を含めてそういう差別事象というのは、上下の関係があるわけです。それは、社会的な地位なのか、経済力なのか、もう一つ言うと、そういうものを含めて数の問題、多いのと少ないの問題、そういうことがあるのに対して声を上げていきにくいという状況を見て、さあ、行政的な仕組みの中でそれをどうしていきましょうということをやろうと思うておるんですわ、私は。

だから、そういう意味で言うと、ある一定の定義はやっぱり必要なんや。個別でケース・バイ・ケースと言われれば、それは一つずつ、全部一緒じゃないよ、様々な問題は。でも、ある程度行政が携わる問題事としたらやっぱり、一定の、こうしたら差別ですよ、こうしたらパワハラですよ、これは問題ですよということの定義があって、行政もしっかりと、それは法律の中で立てつけはされておると思うんやわ、公益性という面でね。それが公益があるかないかやわな、要は、最終的に。人権侵害ということは公益性がないんやわな。

行政は公益を守る必要があるんやで、そうすると、そここのところの立てつけでいくと、まずはきちっと定義を決めて、定義を決めてもその定義が頭に入っておらんあかんのやわな、運用できやんで。やっぱり行政マンも少しそこは弱いさ。ほとんど入っていないんやわ。だから、やっぱりそれは、私らなんか当事者やから、これをされると嫌やと。だから、この間のケーブルテレビの問題でも、最終的にあれをもって思わんという人もおるんやわ。何であれ、あかんのという人もおるわけや。それから、当事者の人間からしたら、

それは全然駄目でしょうとか、ある程度知識を持って勉強しとる人は、あれはもう駄目でしょう、アウトですよということなんやけど、そしたら、個別に、それ、違うと思うという人と、そう思う人とで解決につながらへんで、やっぱりこれは、ある程度の定義は要る。その中で公益性があるのかないのかということを見ると、あらかじめ行政は公益を守るというのは原則として行政マンの仕事にあるわけやで、そこでやっぱり立てつけはする。これがやっぱり要るのと違うかな。

だから、先ほどの障害者の問題にしろ、諸岡さんの問題でも、本来それなら、報道機関は謝罪文が要るわな、事実無根でしたよと書くのなら。書かんわな。大きく書いても小さいわび文を入れるわな、違ってましたと。ただ、それはどっちも含めて、諸岡さんが有名税、払っておるとのことやで、仕方ないでという話じゃないけど、個人にしたら。でも、ある程度定義としたら、そうしたら諸岡さんが名誉棄損でやるかと言ったらやりませんやろう、もう。だけど、その手だてはあるわけやわな、逆に反論の余地の手だてが。

そういう意味でいくと、差別、一方的にされたり、人権侵害されたときに、されるほうはやっぱり弱いほうの弱者の立場やで、それに対してやっぱり公がきちっとサポートをするとか、援護者になってやっていくという仕組みづくりをしようということやろうと思うけどな。

そしたら、果たして本当に、特措法も含めて、今やと部落差別解消法なり、ヘイトスピーチなり、障害者のあれがきちっと丁寧にやられておるかと言えばやられていないや。だから、この特別委員会でも、こういうのを踏まえてどうやるかといったときには、つくったのならそれを徹底的に丁寧にやりましょうねということを確認しながら、丁寧にやるためにはどういうことをきちっと掲げてやらなあかんのやということやと思うんやわ。

そもそも条例なんか要らんのやわな、本当なら。よく会派で言うておるんやけど、例えば四日市なら四日市の市民憲章でええやんかと、ざっくりと。あれさえできておれば、ええ四日市やんかというけど、それではなかなか人は難しいから、細部にわたって、こういことをやっていこう、こういことをやっていこうと、法と条例で地域をよくしてこうという立てつけやと思うでな。

だから、やっぱり私は、徹底的に丁寧にとはよく言うんやけど、中途半端はあかんのやわ、逆にな。だから、どんなものがつくってあっても、中途半端が一番生かされやんし、つくっただけでは意味がないで、やっぱりそれをきちっと丁寧に、それも徹底的にやってくれるというようなスタイルのものをつくり上げていきたいと思いますというのが今回の特別委

員会の目的かなと私は思うんやけどな。ないことはないでな、大本やと基本的人権の尊重、憲法で、一番の上位でやっておるわけやでさ。でも、ないから様々な細部にわたるところで立てつけしておるわけやでね。

○ 樋口博己委員長

ある意味、この特別委員会の意義という話を副委員長がされましたけど、差別ということ判断して、公表して、何か差別した人に対して制裁を加えることが条例なりなんの目的ではないと私は思っておるんです。

そういうことがないように、こういうことをしたら差別だよと、こういう事例をどんどん積み上げていく中で、定義がしっかりと揺るぎないものになってくるだろうし、逆に言うと、だから、みんながそういうことを意識して、副委員長も言われましたけど意識して、そういうことをしない、尊重し合うことがこの条例の目的だと思うので、行政が判断して公表することが主ではないのかなと今の皆さんの議論をお聞きしながら思っておりますので、ちょっとそんなことも含めて。

○ 川村幸康副委員長

不適切やけど、私も分かりやすい言葉で、時々、会派内では誤解を招いたこともあるんやけど、やっぱり世の中の人々の意識を変えるには幾つか道具が要るなと思っておるんすわ。

部落問題、人権問題なんやけど、例えば飲酒運転の話をするともまずいけれども、飲酒運転で罰則が強化になったのも、ある一つの事件が起きてからやんか。二、三歳の子供か何か、小さい子が乗っておって、後ろ、追突して燃えて、親は助かって子供だけが亡くなったというような悲惨な事故があつてから、これは社会的、世間的にもあかんということに厳しくなったわけやんか。

一つ目は、法令的には、罰則の強化と違反点数の強化、または、その後のペナルティーの重さも、量刑も増やしたわけやろう。

それともう一つは、取締りを徹底的にしたんやわな。取締りを徹底的にしたけど、取締りもしておるのやったらしておるで抜け穴があったもんで、今度はゲリラ的に取り締まったんやわな。丁寧にやったよな、あれも。あれで人々というのはかなり変わったと私は思うよ、したらあかんというふうに意識がな。

それと一緒に、人権の差別の問題をそこに例えるのはよくないけれども、それぐらいにしたら駄目ですよというように意識づけるものは、一つはやっぱり人の心にしか最終的にはないんやけど、それ以外に仕組み的にないと、99人が1人を虐げるような差別の問題やと、なかなか99人に当事者意識というのはなかなかつかんのやわ。5割、5割ぐらいならまだしもな。

そうすると、これにつくためには何が必要かといったときには、幾つかあるけれども、あかんと分かっておることをどれぐらいみんなに知ってもらうて、気づいてもらうて、意識づけしていくかということをやっているあかんわけやで、だから延々とこれが続いてきておるわけやけど、そうしたら、どこもがなくなっておらんでええやないかではなくて、四日市はなくしましょうにと。四日市がなくなったら、三重県、なくしましょうにと。三重県がなくなったら日本からなくなりましょうにとか世界でなくなりましょうにと広げていくという考え方がないと、もたへんでさ、こんなの、えらい仕事やで。

だから、そういうふうな立てつけの中で、最低限、四日市市はこういったことではこうですなという、人々の、四日市市民の意識が変わっていくようなものをやる。

だから、この間、諸岡さんが言われていたように、よそから引っ越してくると四日市は大変そういう問題を盛んにやっておるというイメージやったけど、それが、いや、四日市はようやって、頑張っておるんやなというような意識に変わっていけばええことやわな。最終的には何もせんでもなくなっていりゃええ話やわね。

という部分のところに行くまでのプロセスをきちっと、議会も含めて行政とつくっていきましようということやでき。そこがやっぱり要るで、人の行動とか意識を変えるのは何かそういう仕組みがないとやっぱりあかんのやろうなという気がするんやけどな。

逆に、記者さんなんかもようけおるけど、記者さんでも、これだけは昔はよかったのに、今は裏を取らなあかんぞとかいうのが多分出てきたと思うんやわな、進歩して。だから、それと一緒に、何か意識を上の方へ持っていけるように、その部分をやりたいなと思って、言いたいことがあまり上手に表現できやんけど分かるかな。私はそこが一番ポイントかなと思って。

○ 樋口博己委員長

そうしたら、1時間たちましたので、ここで10分休憩させていただいて、午後2時45分から再開をさせていただいて、続きをしたいと思います。

お疲れさまです。

14：34休憩

14：45再開

○ 樋口博己委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、人権施策等調査特別委員会を再開させていただきたいと思います。

インターネット中継、再開をお願いしたいと思います。

前半で様々ご意見をいただきまして、ちょっと後半の予定もありますので、今までの各条例、また、三重県の条例、そして条例に対するコメント等々で議論いただいていたところなんです。

○ 川村幸康副委員長

一つ、ここの特別委員会のメンバーさんを含めて行政の人らにも少し私が知り得る限りで言っておくと、三重県内各市の人権条例等についてとあると思うんですけど、四日市市が、これ、平成9年8月1日になっているんですよ。平成8年に鈴鹿市さんと、それから、共々出したんですけど、四日市だけ、これ、半年ぐらい遅れたんですよ。

そのときの中で、理解というか、議論があったのは、鈴鹿市人権擁護に関する条例となっているんですけど、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別」というのは要らんと、「あらゆる差別」でいいじゃないかという議論と、「部落差別をはじめとする」という部分のところで議会内でもいろいろとやり取りがあったということなんですわ。

あらゆる差別に、部落差別は入るやないかという物の見方と、部落差別をはじめとするという中で言ったのは、一番部落差別だけが置いていかれるであろうという思いがあって、「四日市市部落差別をはじめとする」ということになっていったと。当事者として、私、原案を出した人間なんですけれども、その当時、やはり男女問題を含めたり、障害者なり、いろいろな差別問題というのはあったんですけど、「部落差別をはじめとする」と。

もう一度、平成14年3月の特別措置法が最終の終わるときにも、四日市市としては、人権行政推進監にいきたいと言ったんですけど、やはり四日市市部落差別をとというのがあるん

だから、同和行政推進監という形のものでってほしいと。今、これは所感なんですけど私が思っているのは、だから遅れておる、進んでおるとい話ではないんだけど、一定の効果はあったのかなとは思っています。

やはり今でも行政マンの中で、同和というものを取って人権だけでという方々の意見も耳にはしますけれども、やはり同和行政推進監という形であったほうがいいですねという声もいただくので、そういうのが一つの意識づけかなとは思うんだけどね。例えばの話ね、これ。それがあるのとないのとはえらい差かなという気はします。

以上です。もし何か聞きたいことがあれば言っていただければ。

○ 水谷一未委員

ちょっと今のでお聞きしたいんですけども、四日市は、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例で、名張市は、あらゆる差別の撤廃に関する条例というところで、「無くす」ということで、「撤廃」というのを使わなかったというのは何かあるのでしょうか。

○ 川村幸康副委員長

私の知識不足か認識不足、原文で書いたときに「無くすこと」ということで、平たく言うと15歳以下の子供らにでも分かるようにと思って多分そういう表現をしたと思うんですよ。「撤廃」というのはちょっと難しいのかなと思って、だから「撤廃」が駄目とは思わないんだけど、国連やあんなところでは「撤廃」という言葉を使っていますけれども、「無くすこと」のほうが、義務教育を終えたぐらいまでの人にでも、つくったときに四日市市民には分かるだろうと思った。大人が対象ではなくて、そういう意味では、その辺も含めてということですね。

なかなかこれ、半年間ぐらいそのすったもんだがあって、上げられなかったんですよ。そんなところですね。

○ 樋口博己委員長

ほかによろしいですか。

○ 川村幸康副委員長

それなら私からもう一つだけ、皆さんにちょっと。

先ほどの参考資料で、徹底的に丁寧にといいことをしたいなという話の中でいくと、11ページの下から3番目のところぐらいに、ここのこの条例をつくった中での友永さんのコメントで、人権施策基本方針の策定を盛り込んでいるということで、よりそれを具体的に施策に落とし込んで策定を盛り込んだということと、もう一個、その下に、人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会の設置を定めていると。多分、これが結構、徹底的に丁寧にしていくためには必要なことなのかなと思っています。

その次の12ページでも、第三者機関として、三重県差別解消調整委員会、10人以内に諮問できると。この辺がやっぱり大きなことかなと。

それと、最後、一番下から三つ目の、審議会と調整委員会に、差別問題に精通した、できれば当事者が選任されるための働きかけが必要かなと。当事者じゃないと分からないというところもあるので、その部分がやっぱり、徹底的に丁寧にやるには大事かなと。

ちょっとここまで言うと言い過ぎになるのかも分からないけど、15ページに、ヒューリアさんが言っているところに、15ページの4で、助言、説示、あっせんなどの紛争解決措置を行う場合、知事が必要に応じて意見を聴く差別解消調整委員会と人権施策審議会の人選について、どのような人が望まれるかというところの中で、2行目にあるんだけど、まず、被差別の当事者性を持つ人が就任され、かつ差別解消調整委員会や人権施策審議会の役割を担える人がとあって、この役割を担えるというところがなかなかポイントなのかなと思っています。

今まで、例えば、その他の行政から諮問される委員会の中に行くと、差し障りのないとか、極端なことを言うたら、地元で調整してきてもらって自治会長さんとか、それから、男女共同参画なら男女共同参画の会長さんとか、高齢者なら高齢者の中の団体の会長さんとか、その人らがそれで任を担えるか担えないかというのは別なんですけど、会長になったことと、その辺の専門的な知見なり含めたものがあるかどうかというところできちっと担える人を人選しないと、たちまち組織をつくってもそこが活かされてこないというところがあるので、今回、三重県の条例の中にあるのは、この辺がきちっと伝われば、条例をつくっても条例が活かされていくよという一つの、ほかのことでもこれは私は言えると思うんですけどね。ほかの条例をつくった後のそういう仕組みづくりの中で、これはやっぱり肝かなと思っています。

ここの肝を抜かれると、つくったけれども魂が入らずに、つくっただけで、ひな形だけで終わっていくという可能性もあるので、そういう意味では、そこはやっぱり一つの、今回条例をつくったのと同時にセットでパッケージになっておるとというのが、私はいいことかなというふうに思っています。

以上です。

○ 樋口博己委員長

今、副委員長が紹介されたところの次のところは、当事者参画は、マジョリティーが気づけない、認識されにくい問題があるためですということでもありますので、いわゆる、先ほど前半でも出ていました、差別を受けた側がどう思っているかと、その意思の表明が大事だという視点ですよ。

○ 川村幸康副委員長

そうです。

○ 樋口博己委員長

そういうことですね。ありがとうございます。

一旦、これでよろしいですか。

ちょっと後半部分で今までの議論の確認をしたいと思いますので、その上でまたご意見があれば賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の、これまでの委員会における主な意見等の整理についてということで、今の資料の次の004です。

ここで、1枚目が、昨年10月18日、11月2日の分が1枚でまとめられています。

2ページ、3ページ目が、11月24日、これはヒューリアの松村さんが参考人としてお越しいただいたときの質疑の内容をまとめたところでもあります。

この中で、これを含めたご意見でもいいですし、もし足らず前のご指摘と、ちょっと表現がどうかというところがありましたら、少しご意見をいただきたいなと思いますけれども。

10月18日、11月2日のこちらのほうのペーパーの中で、差別への意識、定義や考え方の中でも、四つ目のポツの中でも、マイノリティーの意見を聞く機会の増加はいい傾向であ

り、発信する側は、差別する意図がなくても気をつける義務が生じるというようなことも指摘をされております。

また、同和問題のところでは、五つ目のポツでは、社会福祉に頼るより、個人が努力すべきという考え方は大前提であります。部落差別等を理由とする自己努力では解決できない課題については救済することは社会的役割であるというようなご指摘の中で、この辺が合理的配慮という考え方かなとは思っております。

下の制度・仕組みづくりの中では、三つ目の一番下のポツのところ、内部的に行政だけで取り組もうとすると課題解決が進みにくいと。ここで、外部の第三者が判断する機関をつくって意見できる仕組みが必要というふうなところもご指摘いただいているところだと思います。

皆さん方で、何かご意見がございましたら。

11月24日に関しては、これは松村先生からの講演を受けての質疑、委員外議員の方のご質疑もあるところです。

○ 諸岡 党委員

今、この時間は、これを読んで別に間違いがないかどうかの確認と、そういうことでもいいですか。

○ 樋口博己委員長

そうですね。その上で、改めてご意見がございましたらということです。

○ 諸岡 党委員

私は別にこれでいいと思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

そうしたら、これは報告書の一部になってこようかと思imasので、そういうご認識でお願いしたいと思imas。

改めて、前半の部分を含めてご発言がありましたらお願いしたいと思imasが。

村上委員、よろしいですか。

○ 村上 暁委員

はい。

○ 樋口博己委員長

そうしたら、3番のその他のほうに進めたいと思imasけれども、まず、次回1月25日の議員研修会、これ、上杉先生に講演をいただくところですが、研修を受けて、意見整理及び報告書の素案の確認ということで、研修会終了後に特別委員会を開催させていただきたいと思imasんですが、ご予約、大丈夫でしょうか。

これ、2時間の予定ですか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

だから、13時30分から15時30分まで、2時間程度ということで、一旦休憩を挟むかどうかは別として、その後少しお時間をいただきたいなと思imasしております。

あと、2月22日、本会議、一般質問の日ですけれども、本会議終了後に、一般質問終了後に、再度、特別委員会を開きたいと思imasしております。

この日程もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それで、様々な議論をさせていただきながら、これ、議論がやればやるほど深まると思imas

いますし、時間が十分でないことは承知なんですけど、今の議論の方向性として、四日市の条例が平成8年でしたかね。そこを受けて、改めて先進の条例なんかも含めて参考にしながら、四日市として改めて条例を制定していくべきだという方向性だと感じているんですけど、この辺はどうでしょうか。

○ 諸岡 党委員

私は全くそんなことを考えてもいなかったです。

県にすばらしい条例があるので、県の条例が四日市にもかかってきているので、それでいいんじゃないのかなと個人的には思っていますし、もう一つ言うならば、もし制定するという方向でいくにしても、平成9年につくった今ある条例、この条例の改定をすればいいのでは。新規でつくと、じゃ、昔の条例との整合性はどうなるんだとか、昔の条例を潰すのかとかいう議論になるので、やるとしても改定なのかなと、やったとして、制定じゃなくて。そもそも私は県の条例があるので必要ないとは思っていますけれども。

以上です。

○ 加納康樹委員

私は初期の頃に言いましたけど、ここの議論を進めていくに当たっても条例を、改定なのか新規なのか、それは別にどっちでもいいんですけど、条例制定という前提で議論をしたほうが、今までの議論を分かりやすくするんじゃないのかと。

例えば、つくる必要がないと言う諸岡さんにおいても、つくるとしたらで、こういう条例でこういう条項がありますけどどう思いますかということで、整理しながら進めていくほうが、ちょっと今、雲をつかむような話が続いているので、具体的に潰していったほうがいろんな議論ができていいのかな。最終的に条例になるかならないかというのはもちろん合意、合議の話なんですけど、そういう進め方を今後してほしいと思います。

○ 樋口博己委員長

村上委員、どうでしょうか。

○ 村上 暁委員

県の条例があって、その中で事件を一つ一つ積み上げて、それを県民が見ることによっ

て、こういうことが差別なんだということの一つ一つ積み上げていくことが差別解消につながるのじゃないかなと僕は思いますので、条例をつくるかどうかというのはちょっと、何とも正直あまり分からないところもあるんですけども、県の条例で差別事象が出たときにそれを委員会で調査して、積み上げていくのがまずは一つなのかなとは思っています。

ごめんなさい、あんまりはっきりとしたことが言えなかったですが。

○ 樋口博己委員長

水谷委員、どうでしょうか。

○ 水谷一未委員

私も、条例についてどういうふうに進めていくかという流れ的なこともちょっとよく分からないんですけども、ただ、諸岡委員がおっしゃったように、三重県の条例もとてもすばらしいものですし、四日市のあらゆる差別を無くすことという条例に対しても、すごく、これはこれでこのまま残していったほうがいいのではないかなというのを私はちょっと考えておりますので、そこも含めて、こちらを改定するのか別の新規なものをつくるのかというのは、今後、そこも含めて皆さんでお話しできたらなと思います。

以上です。

○ 樋口博己委員長

副委員長、どうですか。

○ 川村幸康副委員長

結論から言えば私はつくるべきというのは、新しいとか、それが改定なのかではなく、アップデートはすべきかなとは思っています。

障害者の部分のところは四日市独自で、条例をつくりましたよね。と思うんですよ。だから、県がつくっているから市が要らないという話ではなくて、もう一つ、市の丁寧な、細やかなところができるのかなと思うと、人権三法と言われるうちのヘイトスピーチはまだしていないけれども、障害者の合理的配慮の部分のところは市でも単独で条例をつくったので、四日市は四日市独自でやっぱり、それを踏まえてのものをつくるべきかなと。

それが、部落差別解消推進法を踏まえて、三重県条例を踏まえてどんなものができるの

かというのは、もう少しいろんなところの研究もせなあかんのかなとは思いますが、だから大丈夫なのかなと思っているんですよ。

諸岡さんも全部つくらんでええという話ではないとは思っているんだけど、ニュアンス的に私が聞こえたのは、県がつくって、もうかぶっておるのでええやないかという話だったけど、この間のときは、あれ、多分、四日市独自で条例をつくったと思うんですけどね。

○ 諸岡 党委員

私は、さっきも言うたけど、別に今、拙速にする必要はないんじゃないのかなと思うんだけど、それでももしするんだとしても、いわゆる議員発議的な条例ではなくて、議会として行政に対して、このような新しい改定をするべき、あるいは新しい条例をつくるべきではないかという要望というぐらいにしとかんと、というのは、議員発議でやるとどうしても、予算に絡むことは書けませんので、理念条例ぐらいのことしかできやんわけですよ。だから、行政のほうでつくってもらったほうが、本物の、もっと効果的な条例が多分できるんじゃないのかなと思うので、もしやるにしても、議員発議で、我々議員でつくるんじゃなくて、行政側につくってくれというような要望にとどめるべきかなと思いますね。

○ 樋口博己委員長

どうなんでしょうか。もちろん、最初、冒頭の表現が、つくるというような表現をしたのであれでしたが、今、様々議論する中で、既にある条例の足らず前があるのかどうか、アップデートをしたらどこを、どういうことをアップデートしなければならないのかというところを少し確認する作業が必要なのかなと思うんですが、どうでしょうかね。

新たな条例ありきとか、そういうことではなくて、何が不足しているのか、もう十分足りているのかも含めてですけども。

○ 諸岡 党委員

考え方としては、県の条例というのは全県民にかかっているわけじゃないですか。県の条例と、今ある四日市の条例と、両方足して、それでも見落としておるところはないかという見方ですよ、見方としては。市の条例と県の条例、両方足しても、まだここ、見落としているよねというところを探していくということであるならば私はいんじゃないの

かなと思いますね、県と一緒にそのことを条例に書き込むんだったら全く意味がないので。

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、市の条例に関して今まで具体的に触れていませんので、正副委員長で一度、現状の条例と、あと、諸岡委員から提案のあった県の条例とを見比べる中でどうなのか、ちょっとその辺を整理させていただいて、1月25日はそれについて具体的な議論はできないと思いますけれども、1月25日と2月22日の予定をこれで確認させていただきましたので、ちょっと正副委員長で整理させていただいて、それで1月25日なりに相談させていただきたいと思います。

まずはそんな形でよろしいでしょうか。

○ 川村幸康副委員長

諸岡さんが言われておったのは、一つには、特措法があった時代の条例と、財政的な措置がなくなって、四日市市でいったら、福祉の中に人権・同和課があって、そこで特別の財源も国の補助金もあった中での、施策の中での条例の範疇と、今ない中で、今後、部落差別解消推進法というのを踏まえて県条例をつくったというところのちょっと背景があるもので、今までと全く一緒のような背景で、一緒の流れで来ておるといふのは、そこは違うのかなと、物の見方としては。だから、平成14年3月までは、そういう意味では国が特措法という形で法で縛っていたのでそれを踏まえての条例ですし、今は特措法という立てつけがない中で、新たに、平成28年やったか、部落差別解消法ができたので、そこを踏まえての条例は、四日市市にはないんですよ、これね。まだつくってないんですよ。そこらが少し必要かなとは思いますが、考え方としては。

○ 樋口博己委員長

そうしたら、まず、ちょっと一旦正副委員長で、その辺を、今の条例の整理をさせていただきますので、今後ご意見をいただきたいと思います。

ちょっと、この後、事務局から連絡がありますが、一旦、これで人権施策等調査特別委員会を閉じさせていただきたいと思います。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

15 : 13 閉議